平成２４年（フ）第１２９号
北九州市若松区修多羅１丁目８番８号
債務者　福地　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３０号
北九州市門司区大里東４―４―48　猪股薫方
債務者　吉武　伸剛
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３２号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目１番９号
債務者　甲斐　淳子（旧姓土生）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４１号
北九州市小倉南区日の出町１丁目６番12号
債務者　松本美代子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１２号
群馬県太田市西矢島町123番地３　ＩＫホーム203号
債務者　加川　礼子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３１号
群馬県館林市仲町８番12号
債務者　細谷　和美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３９３号
大阪府茨木市寺田町５番１号
債務者　宗石　　環
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８３号
大阪府摂津市鳥飼和道２―５―９　ショーシコン壱番館303、住民票上の住所大阪市鶴見区諸口１丁目１番74号
債務者　井上通信こと　井上　飛生
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０１号
大阪府枚方市北中振３丁目28番７―507号
債務者　梅田　祐輝
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８２号
大阪市東淀川区東淡路２丁目４番４―104号
債務者　トモザネ印刷こと　友實正太郎
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７８７号
大阪市西区九条南４丁目21番11号　ＤＯ九条Ⅱ４Ｃ
債務者　国原清広こと　國原　清広
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８０３号
大阪府池田市神田１丁目17番13号　高木マンション202
債務者　田ノ窪裕子（旧姓荒牧）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２３号
大阪市鶴見区鶴見２丁目８番１―907号
債務者　木村　延浩
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０７３号
大阪府守口市佐太中町４丁目19番13―514号、住民票上の住所大阪府豊中市走井１丁目19番13号
債務者　入江　康彦
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１０２号
大阪市淀川区塚本６丁目７番６号　グランソシエ塚本201号、前住所大阪市旭区赤川４丁目24番32号
債務者　小田原紀子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１０８号
大阪市浪速区日本橋５丁目２番18―403号
債務者　梶野フミ子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１３９号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目９番23号　アートファインド天王寺　405号
債務者　木本　一郎
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部